

○豊後高田市災害被災者住宅再建等支援金交付要綱

平成20年8月18日

告示第72号

改正 平成24年6月28日告示第75号

平成28年3月31日告示第54号

令和3年2月8日告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において、被災住民の自立復興を促すとともに、被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため、予算の範囲内において当該被災住民に支援金を支給することについて、豊後高田市補助金等交付規則(平成17年豊後高田市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失した、次に掲げる被害の程度をいう。
 - ア 住宅の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失したもの
 - イ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが困難なものであって、住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が当該住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - ウ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが困難なものであって、住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に

占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(3) 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失した、次に掲げる被害の程度をいう。

ア 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが可能なものであって、住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が当該住宅の延床面積の20%以上70%未満の程度のもの

イ 補修により被災前の住宅の状態に復旧することが可能なものであって、住宅の主要な構成要素の経済的被害が当該住宅に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満の程度のもの

(4) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの又は全壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

(5) 住宅 現実に居住のため使用している建物であり、社会通念上の住宅であるかは問わない。

(6) 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯

(7) 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯

(適用条件)

第3条 この要綱は、本市において自然災害が発生し、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 本市を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務法(昭和27年法律第165号)上の警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮)を公表したとき(ただし、海上警報を除く。)

(2) 本市で、福岡管区気象台が震度4以上の地震を観測し、発

表したとき。

(3) 本市を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報又は津波警報を公表したとき。

(4) 福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳、伽藍岳又は由布岳に噴火警報又は火口周辺警報を公表したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(支援対象者等)

第4条 この支援金の支給の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、自然災害によって、その居住する住宅が全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた世帯又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った世帯のうち、自然災害が発生した日(以下「被災日」という。)において豊後高田市内に居住しており、その後も豊後高田市内に引き続き居住する世帯の世帯主とする。

2 住宅の被害認定は、市長が発行するり災証明によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき支援を受ける者は、支援対象者としなない。ただし、半壊の被害を受けた者のうちその住宅の損害割合が30%以上40%未満で当該住宅を解体しない場合に限り支援対象者とする。

(支援金の支給)

第5条 この支援金は、前条で定める支援対象者に対し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ別表に掲げる額を上限として、支給するものとする。

(1) 支援対象者が居住する住宅の被害状況に応じた支援金(以下「基礎支給支援金」という。)

(2) 支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた支援金(以下「加算支給支援金」という。)

2 支援対象者が同一の自然災害により別表のア、イ及びウ又はエ、オ及びカに掲げる各項目のうち2以上に該当するときの加算支給支援金の上限額は、当該各項目に定める額のうち最も高い額とする。

(支援金の支給申請)

第6条 支援対象者は、支援金の支給申請をしようとするときは、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を添付し、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

(2) 住宅が全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する災害証明書及び住宅が半壊し、又は、住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

(3) 加算支給支援金の支給申請を行う場合、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと又はこれらをしようとすることが確認できる契約書等の写し

2 前項の規定にかかわらず、2回目以降の支給申請にあたっては、前項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、支援金の支給申請が適正であると認めるときは、支援金の支給を決定し、その旨を豊後高田市災害被災者住宅再建

支援金支給決定通知書(様式第2号)により当該支援対象者に通知する。

- 2 市長は、支援金の支給申請を却下することを決定した場合は、その旨を豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(支給決定の取消)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「支援決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金の支給の決定の内容、若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(支援金の返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されている時は、豊後高田市災害被災者住宅再建支援金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求するものとする。

(書類の保管等)

第10条 支援決定者は、当該支援金に係る書類を整備しておくと共に、支援金の支給の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 豊後高田市災害被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱（平成18年豊後高田市告示第74号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月28日告示第75号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第54号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月8日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

（単位：千円）

支援金の区分	世帯区分	支援対象者が居住する住宅の被害状況		
		支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合	支援対象者の居住する住宅が半壊した場合	支援対象者の居住する住宅が床上浸水した場合
基礎支給支援	単数世帯	750	375	37
	複数世帯	1,000	500	50

金						
加算 支給 支援 金	支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態					
	支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合			支援対象者の居住する住宅が半壊した場合		
	ア 支 援対 象者 の居 住す る住 宅を 建設 し、又 は購 入す る場 合	イ 支 援対 象者 の居 住す る住 宅を 補修 する 場合	ウ 支 援対 象者 の居 住す る住 宅(公 営住 宅法 (昭和 26年 法律 第193	エ 支 援対 象者 の居 住す る住 宅を 建設 し、又 は購 入す る場 合	オ 支 援対 象者 の居 住す る住 宅を 補修 する 場合	カ 支 援対 象者 の居 住す る住 宅(公 営住 宅法 第2 条第 2号 に規

				号)第 2条 第2 号に 規定 する 公営 住宅 を除 く。)を賃 借す る場 合			定す る公 営住 宅を 除 く。)を賃 借す る場 合
単数世帯	1,500	750	375	750	600	375	
複数世帯	2,000	1,000	500	1,000	800	500	
※ 単数 世帯	—	—	—	—	225	187.5	
複数 世帯	—	—	—	—	300	250	

※ 被災者生活再建支援法による支援と併給する場合の金額